

萬葉集にみえる「人妻」について——古代女性史・婚姻史の一考察——

The Social Standing of wife in “Mannyo-Shū” (万葉集)

— A Study of Woman History of Ancient Times —

直木孝次郎

問題の所在

日本古代における家族形態については、かつて次のような説が支配的であった。「古くから存在した」氏族共同体は大化以前に崩壊して、親族共同体の社会が成立しており、大化前後にはそれが分裂して家族共同体になる、律令政府はこの家族共同体を郷戸として法制的に定着させ、支配の基礎としたが、奈良時代には、家族共同体の有力なものが、家内奴隷である奴婢、またはこれに準ずる寄口とよばれる隷属民を貯え、戸主権を強化して、家父長制的奴隷家族である古代家族に発展する⁽¹⁾というのである。

この説は周知のように石母田正・藤間生大・松本新八郎などの研究によって提出され、一時はほとんど定説とみなされるほどの有力説であった。本稿で問題とする婚姻形態については、家父長

のもとへの嫁入（嫁取）婚が主流をなすと考えられた。そしてそれを示す史料として、たとえば山背国愛宕郡出雲郷の七二六年（神亀三）の計帳にみえるつぎの二つの事実があげられる⁽²⁾。

一、戸主および房戸主は原則としてその妻を記載する。

二、戸主および房戸主以外の男子は妻を記載せず、女子はその夫を記載しない。

戸籍・計帳を検討すると、このような夫婦同居制と別居制とはそれぞれ広汎な地域にわたって並存するのであるが、夫婦同居制は先進地域により多く、別居制はおくれた地域により多く分布することが知られる。このことから、「奈良時代は夫婦別居制から同居制へ現実に移しつつあった時代なのである。換言すれば本来全国的に支配的であった夫婦別居制が崩壊して同居制がこれに代わりつつあった婚姻史上における歴史的転換期をわれわれは奈

良時代前後に見出すのである」と結論する。

石母田正はこの結論の上に立って、夫婦別居制は母系氏族時代の「残滓」であることは疑いがなくとも、家父長制的に変質された差別的夫婦別居制（前述の愛宕郡出雲郷の例）は、女性の自由・独立の基礎をなさないのであるか、かえって反対に女性の家長にたいする隷属を意味した、とする。本稿の課題に引きつけていうならば、奈良時代前後に女性の家長または男性への隷属を意味する嫁入婚が成立するということになる。

この見解に徹しく対立するのが、婚姻制度研究の大家高群逸枝の説である。高群は戦前『母系制の研究』や『招婿婚の研究』などの大著を著わしたが、それらの研究にもとづいて一九六三年に『日本婚姻史』（至文堂）を出版した。その書物に掲載された日本婚姻史表（二〇―二頁）によると、大和時代Ⅱ妻問婚、飛鳥奈良平安（初期）Ⅱ前婿取婚、平安（中期）Ⅱ純婿取婚、平安（末期）Ⅱ経営所婿取婚、鎌倉南北朝Ⅱ擬制婿取婚、ようやく室町時代になって嫁取婚の時期に入る。

いまこの両学説の大きな相違について論評するだけの準備は私にはないが、近年における古代女性史の研究は、八世紀には一般に社会における男女の地位は平等であり、家長制家族は未成立であると見る意見が強い。たとえば女性史総合研究会編の『日本女性史』（東京大学出版会）第一巻では、服藤早苗は「八世紀においては、女性労働からみた女性の社会的経済的地位は、男性共同

体員とさして変らぬものであったのではないか」とし、関口裕子は同書の「編集後記」で、「本書所収論文の説くように少なくとも八世紀には家父長制家族が未成立で」あったと推定する⁽⁴⁾。

義江明子も、女性史総合研究会編『日本女性生活史』第一巻のなかで、『令集解』儀制令春時祭田条占記を史料として、「八世紀前半の村では」「共同体を構成する男女の政治的公的地位が、レベルではまだまだ基本的に平等であった」とし、「女性が共同体成員としての権利を失い家長に従属」していくのは、八・九世紀以降であると論じた。

また妻が夫方に居住する例があるが、関口裕子によれば八・九世紀では豪族・郡司層以外では、夫婦が新住居に同居するのが一般で、夫の生家への嫁入りを意味しない、「机上の創作物たる『貧窮問答歌』を除くと、両親と息子夫婦の同居例は皆無である」という⁽⁵⁾。

これらの意見は高群説をそのまま認めるのではないが、八世紀に家父長制家族が成立するという石母田・藤間・松本説に批判的である点では、高群説の立場を支持し、補強するものといえてよいであろう。八世紀は家父長制の未成熟な社会であって、嫁入婚は一般的には存立していないとする見解が、最近の学界の大きな潮流になっているように見受けられる。

たしかに石母田・藤間・松本説も不動の学説ではない。ことに家父長制家族成立説の主要な根拠となる戸籍・計帳が石母田らの

いうように社会の実態をあらわしているかどうかについては、その後各方面から批判が寄せられ、その説が動揺しているのは事実である。しかしそうだからといって、七・八世紀を男女平等の社会といつてよいであろうか。その説を確立するためには、なおクリアせねばならない問題がいくつか残っているように思える。本稿で取りあげる「人妻」という語もその一つではあるまいか。以下「人妻」についての調査の結果を記し、博雅諸賢の教示をえたいと思う。

萬葉集にみえる「ひとづま」

「ひとづま」と訓読できる語は『萬葉集』に十五回（十五首に一回づつ）みえる。うち十四回はいわゆる人妻をあらわし、「人妻」と表記する場合が多い。のこる一回は他人の夫を意味する「ひとづま」で、「人未」と表記される。つきに前者をA類、後者をB類として『萬葉集』にみえる順に列挙する（題詞は3番以外は省略した）。

A類
1 紫の匂へる妹をにくくあらば人孀故に吾恋ひめやも

（卷二、二二番、大海人皇子）

2 神樹にも手は触ると言ふをうつたへに人妻と言へば触れぬもの
かも

（卷四、五一七番、大納言大伴安麻呂）

3 登筑波嶺為耀歌会日、作歌一首并短歌

……をとめをとこのゆきつどひ かがふ耀歌に 他妻に 吾も交らむ 吾妻に 他も言問へ……

（卷九、一七五九番、高橋連虫麻呂歌集）

4 朱らひくしきたへの子をしば見れば人妻ゆゑに吾恋ひぬべし

（卷一〇、一九九九番、秋雑歌、七夕）

5 黄葉の過ぎがてぬ兒を人妻と見つつやあらむ恋ひしきものを

（卷一〇、二二九七番、秋相聞 寄黄葉）

6 うち日さす宮道にあひし人妻ゆゑに 玉の緒の念ひみだれてぬ

る夜しそ多き

（卷二、二二三五番、施頭歌、右五首古歌集中出）

7 人妻に言ふは誰がことさ衣の此の紐解けと言ふはたが言

（卷二、二八六六番、正述心緒）

8 おほよそにわれし思はば人妻にありといふ妹に恋ひつつあらめ
や

（卷二、二九〇九番、正述心緒）

9 小竹の上に来るて鳴く鳥目を安み人妻ゆゑに吾恋ひにけり

（卷二、三〇九三番、寄物陳思）

10 息の緒に我が息つきし妹すらを人妻なりと聞けば悲しも

我が故にいたくなわびそ後つひに逢はじと言ひしこともあらな
くに

（卷二、三二一五番、三二一六番、問答歌）

11 比登豆麻とあぜかそを言はむ然らばか隣の衣を借りて着なはも

（卷二、三四七二番、東歌 相聞）

12 崩岸のうへに駒をつなぎて危ほかど比登豆麻ころを息にわがす

る

(巻二四、三五三九番、東歌 相聞)

13 あずへから駒のゆこのす危はども比登豆麻ころをまゆかせらふも
(巻二四、三五四一番、東歌 相聞)

14 なやましけ比登都麻かもよぐ船のわすれはせなないや思ひますに
(巻二四、三五五七、東歌 相聞)

B類

15 つぎねふ 山背道を 人都末の 馬より行くに 己夫し 歩より行けば 見ることに ねのみし泣かゆ そこ思ふに 心し痛し たらちねの 母が形見と 我が持てる まそみ鏡に 蜻領巾 負ひ並め持ちて 馬買へ我が背
(巻一三、三三一四番、問答)

以上が『萬葉集』にみえる「ひとづま」を詠みこんだ歌のすべである。「つま(妻・夫)」に関する語は『万葉集』の表記をそのまま記し、傍線を施した。まずその表記についてみると下の表のようである。

つぎに「ひとづま」の詠みこまれている歌の年代と、作者の階層についてみておく。

番号1の歌は、「天皇遊 猿蒲生野 時」云々の題詞に従うと近江朝の作で、六六〇年代の作、仮りに後人の仮托の作であるとしても、巻一に含まれていることからいって八世紀初頭を下らない。

妻の場合		夫の場合	
表記	歌の番号	表記	歌の番号
人 妻	1	人 都 末	15
他 妻	7、8、9、10		
比登豆麻	11、12、13		
比登都麻	14		

番号2の歌は大伴安麻呂の没年(和銅七年(七一四)五月)からいって、やはり八世紀初頭までの作である。番号3の歌の作者と考えられる高橋虫麻呂の生没年は不明であるが、『萬葉集』に三十数首の歌を残し(「高橋虫麻呂歌集」の歌を含む)、養老年間(七一七―七二三)を中心に活動した歌人と考えられる。番号3は八世紀前半の歌である。

番号4、5の歌は巻十所出である。巻十は白鳳時代から奈良時代初期ないし中期ごろまでの作を収めるとされる。番号6の歌は巻十一所収で、巻十一は番号7、8、9、10の四首を収める巻十二とともに、目録で「古今相聞往来歌類之上」「同下」と記され、奈良初期、下っても神龜年間(七二四―七二八)ごろの編纂とされる。両巻とも左註に「柿本朝臣人麻呂の歌集に出づ」とある歌が少なくなく(巻十一は一六二首、巻十二は二九首)、白鳳期以来

の歌を含むと考えられる。番号6は前記したように左註に「古歌集中に出づ」とあり、白鳳期の歌とみてよからう。番号7、8、9、10は前述の巻十二の性格から奈良時代初期前後の作として大過あるまい。

番号11、12、13、14の四首は巻十四である。巻十四は巻頭に「東歌」と題して五首の歌をあげ、次に「相聞」「譬喩歌」「雑歌」等の部立の標目を挙げて歌を配列しているが、東歌というのは全巻の総題で、巻頭の五首は「雑歌」という標目を補うべきであるというのが通説である。したがってこの四首はいずれも東歌すなわち東国の民衆の歌と考えられる。東歌といっても、なかには洗練された歌もあり、東国人のうちの教養階級の作や都からの旅行者の作もあるかもしれないといわれるが、この四首は民衆的・民謡的な歌とみてよからう。

巻十四編集の年代については、相聞の部の配列で武蔵国が相模国と上総国との間にあることから、武蔵国が東山道から東海道に転属することとなった宝龜二年（七七二）以後であると説く、最後の整理された年はそうでも、巻十四の歌の蒐集採録はそれ以前に行なわれているとする説などがあって、確定できない。

最後にB類番号15の歌は巻十三所出である。この巻は允恭朝の軽太子の作と伝える歌を載せるなど、作者不明の古い歌謡が多いが、奈良朝初期と思える新しい歌を含む。原本は神亀ころの編纂かとする説もある。作者の明らかな歌は少ないが、15の歌などは

妻の持参の財物でようやく馬が買えるという状態からすると、作者は下級官人階層に属するとみられる。

以上概略検討したところによると、「ひとつま」の語を含む十五首が作られた年代は、七世紀後半ないし末葉から八世紀初頭ないし前半までの時代と考えることができる。前にも触れたが、番号1番の歌の題詞が信用できるならば、天智七年（六六八）の作となってもっとも古い。下限は明らかにできないが、上述したところから養老・神亀（七一七―七二八）ころまでの歌が多いといえよう。

この語を使用した階層は、皇太子（1番）、大納言（2番）といった最上層から、高橋虫麻呂（3番）に代表される知識人・中下級官人に至る階層が多いが、東歌に四首（11、12、13、14番）みられることは、地方の農民のあいだにもこの語を使用する者があつたことを思わせる。

『万葉集』だけを史料とするという限界はあるが、「ひとつま」の語は、七世紀から八世紀にかけてかなり広汎な階層に用いられたのではないかと思われる。

「ひとつま」の意味と禁忌性

そこで「ひとつま」の意味であるが、『広辞苑』にみえるように、①他人の妻、②結婚して妻となった女、と解するのがふつう

であろう（『広辞苑』は慎重に、「他人の妻、または夫」と夫の場合も考慮に入れている）。そしてこの語には、他人の妻になっているのだから手を出しにくい、出すべきではない、というイメージがともなう。小学館の『日本国語大辞典』では用例として武者小路実篤『世間知らず』から「人妻になってゐるのだから」という文を引用しているが、右の意味で使われている。

『万葉集』でも「人妻」の場合、ほぼ同じ意味・ニュアンスで用いられている。とくに1の「紫の匂へる妹をにくくあらば人婦故に吾恋ひめやも」、2の「神樹にも手は触ると云ふをうつたへに人妻と云へば触れぬものかも」、7の「人妻に言ふは誰がことさ衣の此の紐解けと言ふはたが言」、10の「息の緒に我が息つきし妹すらを人妻なりと聞けば悲しも」、11の「比登豆麻とあぜかそを言はむ然らばか隣の衣を借りて着なほも」などに、その感じが目立つのである。

改めて解説を加えるまでもないが、1の歌の第五句の「吾恋ひめやも」は反語であるから、「人妻であるので恋ひしくは思わぬ」という仮定がついており、結局「妹をにくく思わないから、人妻であっても、（あなたを）恋いしく思う」という意であろう。「人婦故に」の「故に」は順接か逆接か、賀茂真淵以来多くの説があるが、「人妻であるから恋いしくは思わぬ」であって、この歌の背景には人妻を恋いしてはならないという社会通念があったと考えたい。

2の歌は、神樹（じんじゆ）御神木（みかみぎ）に手を触れないというタブーを破っても、人妻といえばだれも触れようとしな、というのだから、人妻に触れてはならないという通念が厳として存したことが知られる。7の歌は、衣の紐を解け（そうして一緒に寝よう）と人妻に対して言うのは一体だれですか、そんな無法は許されませんよ、の意であろう。10の歌は、「命の綱として私が切なく思いを寄せていた妹が、意外にも人妻であると聞いて悲しい」ということで、人妻にはふれることができない、というのがこの歌の前提である。

10の歌には人妻への切迫した思いがこめられているのに対し、11はやや趣きのかわった歌である。「人妻だとしてその事をいふのか。それならば、隣の人の着物も借りて着ないであらうか。さうではなからう」（沢瀉久孝『萬葉集注釈』と訳してよいであろう。余裕の感ぜられる歌いくちで、土屋文明は「世の掟に対する反抗などといふよりは、一つの思ひ付の皮肉、諷刺であらう」（『萬葉集私注』）と批評する。「人妻」のタブーは実際にはしばしば破られるのであるが、土屋自身「世の掟」と言っているように、人妻は本来手を触れることのできない存在であったことも、この歌からわかるのである。

以上に取りあげなかった歌でも、おおむね人妻は触れがたいものという通念に立ってうたわれている。たとえば5の「黄葉の過ぎかてぬ兒を人妻と見つつやあらむ恋ひしきものを」は、黄葉のように美しく見えずごしがたい人も、人妻だから（手を出すこと

ができないと)あきらめなければならぬのか、ということである。6の「うち日さす宮道にあひし人妻ゆゑに玉の緒の念ひみだれてぬる夜しそ多き」は、宮殿への道であった女も、人妻であるので(手を出すことができません)心が乱れ、夜もねられない、である。

だから人妻を思うのは社会のタブーへの挑戦であって、危険である。12の歌で「崩岸(10)のうへに駒をつなぎて危はかど」(崩れやすい岸の上に馬をつなぐのは危いけれど)、13の歌で「崩岸へから駒のゆこのす危はども」(崩れやすい岸の所を通って馬の行くように危いけれど)と歌うのは、このことを示している。13の歌の第五句「まゆかせらふも」は難解で、「誘惑する」(『万葉集私注』)、「目で見てだけいられようか」(『日本古典文学大系』)、「関心を示さずにはおられない状況」(『日本古典集成』)など諸種の解釈があり、『萬葉集注釈』は不詳とする。

多少問題となるのは、「人妻ゆゑに吾恋ひぬべし」(4)、「人妻ゆゑに吾こひにけり」(9)の表現である。⁽¹¹⁾「ゆゑに」には順接の場合と逆接の場合があり、ここは逆接の「ゆゑに」だとして「人妻であるのに」と解すれば、問題はない。諸注はおおむねそのように解している。しかし順接の「ゆゑに」として解釈することもできると思う。人妻は触れてはならないというタブーされた存在であるので、かえって心が動かされるという心理を、「人妻であるので恋いしく思う」と歌ったとみるのである。心理的には屈折して逆接なのだが、文章としての表現は順接の形をとる。

これを別の方向から歌うと、14の「なやましけ人妻かもよ漕ぐ船のわすれはせなないや思ひ増すに」となるのである。

3の「他妻に吾も交む」というのは、耀歌会の催される例外の場合であることはいうまでもない。

以上縷々述べたが、要するに『萬葉集』における「人妻」は他人の妻となった女で、人妻に恋をしてはならない、手を出してはならないというタブーが社会通念として存したことと、そのタブーが破られる場合もあり、人妻はある意味で男の心をそその存在であったことが明らかになったと思う。この「人妻」のイメージは、原則として男子、それも長男を戸主として家督を継承させ、家族員を統制する権利を認められた明治の民法のもとに形成された「家」におけるそれと、たいへんよく似ているようである。禁忌性だけでなく、それとうらはらな危険をとまなう甘美な情感にいたるまで、そっくりと言ってよいのではあるまいか。私が少年のころに刊行され評判となった小島政次郎の長篇小説『人妻権』(一九三五年三月から三十七年四月まで『主婦之友』に連載)の題名も、そうした感じを表わしている。

そのころ(明治民法の施行は一八九六年から一九四七年まで)人妻の語は、夫の所有物といってわるければ夫への隷属者という意味と、未婚の乙女にはないつやっぱさ、なまめかしさ、あるいは臆たけた美しさを持つもの、として意識されていたように思う。独立した人権を持つ配偶者の意味なら妻だけでよい。わざわざ人

妻という場合は隷属者の意味を強めることになる、私は考えていた。戦後もむろん人妻の語は用いられるが、頻度は戦前ほどではなく、男女同権の思想と現実が進むに従って隷属者という暗いイメージより、なまめかしい美しさの方に重点がおかれるようになったと思うが、どうであろうか。

戦後の人妻のイメージはいずれにせよ、戦前明治民法下の人妻のイメージが『萬葉集』の人妻のそれと似かよっていることは無視できない。近年の女性史研究者の考えるように七、八世紀の男女の地位が平等であり、男性中心の家父長制家族が未成立、嫁入婚がまだ遠いさきのことであるとすると、妻を夫の隷属者のことく歌う「人妻」という語が、このように多用されるであろうか。歌の作者は貴族層だけではなく、中下級官人と思われる知識層から東国の農民にいたるまで、広い階層に及ぶことは前節に説いた通りである。

『萬葉集』の時代と近・現代でちがうのは、明治以後では夫に對しては用いない「ひと夫」の語が『萬葉集』では用いられていることである。B類15の歌がそれである。「ひと妻」に對し「ひと夫」という語があるのは、万葉時代が一見男女同権の時代である証拠のように思われるが、そうではない。第一に使用頻度が「ひと夫」はたいへん少ない（「ひと妻」の一四に對して一）。第二に、この方が重要なのだが、歌を読めばだれでもわかるように、「ひと夫」の語には「ひと妻」の語にともなう上述のイメージやニュ

アンスがない。唯一の使用例であるが、15の歌では客観的な描写として「ひと夫」と歌い、同じ歌のなかで「おの夫」という語も用いている。そして作者の愛情はひたすら「おの夫」に向けられ、「ひと夫」を愛情の対象としようとする気持ちはひとかけらもない。「ひと妻」と歌う場合の作者（男）の気持ちとまったくちがう。それは家族内の夫と妻の地位の差というより、男と女のより根本的な性差にもとづくものかとも思われるが、ここではその問題には立ち回らない。ともかく『萬葉集』に「ひと妻」に對して「ひと夫」の語があることは、男女同権の証明にはならないのである。

『萬葉集』の「人妻」の語を婚姻史・女性史の観的から論じた研究は寡聞にして知らないが、問題としてほしい。

平安時代歌集の「ひと妻」

平安時代の歌集ではどうであろうか。平安時代から鎌倉時代初期にかけて勅撰された八つの歌集、すなわち総称して八代集と呼ばれる『古今和歌集』（九〇五年）・『後撰和歌集』（九五五年）・『拾遺和歌集』（一〇〇六年）・『後拾遺和歌集』（一〇八六年）・『金葉和歌集』（一一二七年）・『詞華和歌集』（一一五一年）・『千載和歌集』（一一八八年）・『新古今和歌集』（一二〇五年）について調べると（括弧の中の年数はそれぞれの歌集の編纂年次）、つぎに記すよう

に驚くほど少ない。『後撰和歌集』に二首、『拾遺和歌集』に一首の計三首にすぎず、他の六歌集には一首も見えないのである（検査は『国歌大観』（角川書店）による。以下、同書に拠るところが多い。）なお傍線は「ひとつま」を意味する語を示す。

『後撰和歌集』

16 人づまに心あやなくかけはしのあやふき道はこひにぞ有りける

（巻一〇、六八八番、よみ人しらず）

人をとこにて侍る人をあひしりてつかはしける

17 唐衣かけてたのまぬ時ぞなき人のつまとは思ふものから

（巻一〇、七四六番、右近）

拾遺和歌集

18 すぐろくのいちばにたてるひとつまのあはでやみなん物にやは

あらぬ

（巻一九、一二四番、よみ人しらず）

右の三首のうち17の歌の作者右近は、小倉百人一首に「忘らるる身をば思はずちかひてし人のいのちの惜しくもあるかな」の歌を残した歌人で、醍醐天皇の後稔子に仕えた女房の右近と思われるので女性である。詞書を考えあわせると、「人のつま」は「人妻」ではなく、「ひと夫」のことと思われる。一首は他人の夫に思いを寄せている趣きだから、その点では男女同権といえるが、

限られた宮廷世界のことだから、どこまで一般化できるかどうかは問題であろう。

つぎに平安時代から鎌倉初期にかけ、和歌を類聚した歌集をみると、つぎのようである。

古今和歌六帖（一〇世紀後半ごろ成立）

19 あからひくいゝろたへの子をかすみれば人づまゆゑに我こひぬべし

（第一、一三九番、人丸）

20 人づまはもりかやしろかからくにの虎ふす野べかねてこころみ

ん

（第五、二九七八番）

21 あしのやのこやのしのやのしのびにもいなまろは人のつまなり

（第五、二九八〇番）

22 むらさきに匂へる妹をめぐくあればひとづまゆゑにわれ恋ひめ

やは

23 さかきにも手は触るなるをうつたへに人づまにしあらばこひぬものかも

（第五、二九八二番）

24 黄葉のすぎがてぬこを人づまと見つつやをらん恋ひしきものを

（第五、二九八三番）

25 たれぞこのぬしある人をよぶこどり声のまにまに鳴きわたるらん

（第五、二九八四番）

補註 第五には「人づま」の題を立て、二九七七―二九八四番の八首を収める。うち「人づま」「人のつま」の語を含む五首と「ぬしある人」

の語を含む一首を掲出した。合計七首のうち19、22、23、24の四首は『萬葉集』に類歌がある。

新撰和歌六帖 (一三世紀中葉の成立)

26年をへて人すむ宿のつまにこそしのぶの草もふかく茂らめ

(第五、一五六六番)

27わがものと思ひふせたる人づまはもとへはやらじただはこふとも

(第五、一五七〇番)

補註 第五に「人づま」の題を立てて、一五六六一一五七〇番の五首を収める。うち「人づま」の語を含むものは27番の一首だけである。他は例えば「ぬしなくてさらせる布もあるものを人のてづくり手ななふれそも」(一五六九番)のように、「人づま」の語を用いていない。26は「つま」の語を含むが、人の妻に家の妻(端)をかけた歌で、「人づま」を歌った歌とはいいがたい。

夫木和歌集 (一四世紀初頭成立)

28峰つづく 山しろみちを 人づまの むまより行くに さ(わ

カ)がつまの みちよりゆけば …… (巻二、九三三八番、長歌)

29ころもでのひたちの神のちかひにて人のつまをむ結ぶなりけり

補註 28番の歌は『萬葉集』に類歌がある。29番の歌の「人のつま」の

つまは、妻を着物の袂にかけて結ぶと言ったもので、駄じゃれに類する歌である。

以上、「人づま」を歌った歌として16番から29番まで十四首の歌をあげたが、そのうち19、22、23、24、28はそれぞれの所の補註で記したように『萬葉集』に類歌があって、その異伝であり、26と29は人の妻を歌ったのではなく、主として家のつま、衣のつまを歌ったものである。それらを差引くと、「人づま」を歌った歌として上記の歌集に歌われているものは、わずかに七首ということになる。

家集や歌論書所収の歌についてみてもこの傾向はかわらない。やはり『国歌大観』の索引によるのだが、つぎの通りである。

人丸集

30紫にはへる妹がかくしあらばひとづまゆゑに我こひめやも

(四番)

赤人集

31おほぞらにたなびくあやめ(くものカ)かずみればひとのつま

ゆゑいにもあひぬべし (二七二番)

為忠家後度百首 (一一三五年ごろ)

32ひとづまやあきをさめするいなばかりたのみをかけてよそのの

みみる (六二六番)

33しのぶれどぬけつつくもるひとづまはこころあはせのころもな

りけり (六三〇番)

平安時代の家集は決して少なくはないが、「人づま」を歌いこんだ歌はこの程度で、うち一首(30)は『萬葉集』に類歌がある。つぎに歌論書にみえる歌をあげる。

綺語抄 (十二世紀初頭の成立)

34 あからびくいろたへのこのかずみれば人づまゆゑに吾恋ひぬべし (一三五番)

35 からころもかけてたのまぬ時ぞなき人のつまとはおもふものから (三〇五番)

和歌童蒙抄 (十二世紀中葉の成立)

36 ひとづまにいふはたがことすごろものこのひもとくといふはたがこと (四五六番)

和歌初学抄 (十二世紀中葉の成立)

37 人づまはもりかやしろかからくにの虎ふすのべかねて心みむ (一三三番)

38 人づまに心あやなくかけはしのあやふきみちはこひにぞありける (一三三番)

袖中抄 (十二世紀後半の成立)

39 さかきにも手はふるといふをうつたへに人妻といふはふれぬものかは

古来風体抄 (十二世紀末葉の成立)

40 さかきばに手は触なといふをうつたへに人妻と言へば触れぬも

のかは

五種の歌論書に34番から40番まで「人づま」の歌七首がみえるが、34、36、39、40の四首は類歌が『萬葉集』にある。

以上、平安時代から鎌倉初期にいたる勅撰集、類聚歌集、家集、歌論書にわけて「人づま」を詠んだ歌をあげたが、「人夫」を含めても『萬葉集』に類歌のないものは勅撰集三(16、17、18)、類聚歌集四(20、21、25、27)、家集三(31、32、33)、歌論書三(35、37、38)の計十三首である。ただし17と35、20と37の歌は重複するので、整理すると十一首になる。『萬葉集』一部の十五首にくらべてはなはだ少ないといわざるを得ない。

和文の散文については詳しく調査していないが、『源氏物語』を索引や辞典¹²⁾によって調べてみても、散文については見えず、和歌につきの一首があるばかりである。

41 人妻はあなわずらはし東屋の真屋のあまりも馴れじとぞ思ふ (紅葉賀)

なおその他では『梁塵秘抄』に「人の夜妻」、「催馬楽」に「我や人妻」の語が一度つつみえる。

萬葉の時代と平安時代のこの違いが何によるのかを節を改めて考えてみよう。

「ひとづま」の意味は変わったか

平安時代の和歌についての私の知識はきわめて乏しく、以下に述べる所も試論の域を出ない。誤りも多いのではないかと思うが、私見を記してみる。

第一に考えられるのは、『萬葉集』の歌の作者の階層と、平安時代の歌の作者の階層の違いである。前者はさきにもふれたが、天皇を頂点とする貴族から中・下級官人層、さらに農民や防人までを含み、作者の出身地も都・畿内から畿外の各地（とくに東国）に及ぶ。それにくらべて後者は、主として都（平安京）に住む宮廷貴族とそれに仕える男女の官人・召使の人びとで、時には各地へ出遊して地方の情景を詠むこともあるが、都人土の眼を以て歌われている。その差が歌材の選択の上に大きく影響しているのではないかと思う。

とくに後者——平安貴族——は洗練された趣味を歌うのを歌の生命とし、「人妻」といった口語的で露骨な表現は避けたのである。『萬葉集』にならって「人づま」を題に歌うことはあるが、「唐衣かけてたのまぬ時そなき人のつまとは思ふものから」（17番）とか、「ころもでのひたちの神のちかひにて人のつまをもむすぶなりけり」（29番）とかけことはを用いて語呂合せをしたり、「人づまはもりかやしるかからくにの虎ふすのべか寝てこころみん（20）とふざけてみたりしている。しかしもちろん、人妻との

交渉がみとめられていたわけではない。「人づま」の題のもとに歌われた「年をへて人すむ宿のつまこそはしのぶの草もふかく茂らめ」（26番）は、人妻との恋は忍ぶ恋であったことを語っている。

人妻との恋は、平安時代でも奈良時代と同様、きびしいタブーであり、それにもかかわらずタブーを破って人妻を恋する男は跡をたたなかった。平安時代最大の宮廷小説『源氏物語』がそれを証している。いまさらいうまでもないが、源氏は父桐壺院の妻である女御藤壺と密通し皇子（後、冷泉院となる）が生れ、青年貴族柏木は源氏の妻の一人である女三の宮と密通し、薫が生れる。

そして二人とも、自分の尊敬する男の妻と通じたことを深く恐れ悩むのである。このような事態は、『源氏物語』の描く宮廷最上層部だけのことではなく、「人妻」の語が歌に詠まれるかどうかは関係なく、平安時代にも広く社会に存したのである。

ただ萬葉の時代とまったく変りはなかったかどうかは簡単にはきめられない。わずかではあるが、上述のように「人妻」の語をしゃれのめしたり（17、29番）、ふざけて歌ったり（20番）、また『萬葉集』にはみえなかった「ひとづま」に誘いかけるような歌（17番）がみえるのは、宮廷社会に限ったことではあるが、男女の差別が減少し、「人妻」タブーがゆるんできたようにも思われる。

また『萬葉集』と同類の歌でも、萬葉の「紫の匂へる妹をにくくあらば人孀ゆゑに吾恋ひめやも」（1番）の第五句を「吾恋ひめやは」（22番）と反語の表現を強めたり、「神樹にも手は触ると言

ふをうつたへに人妻と言へば触れぬものかも」(2番)の第五句の疑問の表現を「ふれぬものかは」(39、40番)と反語に変えたりしている。「人妻」に対する感覚に多少の変化が起ったのではないかとも思える。とくに後者は、人妻でも触れるというのだから、人妻に対するタブー感がうすれたと見ることもできよう。

しかし上記のわずかな史料にみえることを一般化することは慎重を要する。歌の上では人妻のタブーはいくらか弛み、女性の地位は上昇したかもしれないが、それは限られた宮廷社会のことで、一般の社会では白鳳・奈良時代(萬葉の時代)と大差はなかったのではなからうか。今後の課題としておきたい。

ただ「ひと妻」の語の使用例の調査からすると、七〜八世紀には男女の地位は平等で、「九世紀中頃を境にしてまず支配層から低下していく⁽¹³⁾」とは簡単に言えないと思う。

むすび

「ひと妻」の語の存在だけで私は奈良時代に男性中心の家父長制家族が存在したと主張しようとは思わない。それを論証するためには石母田・藤間以来の研究の整理と史料の検討が必要であろう。私にはまだその準備ができていない。しかし奈良時代には家父長制社会は未成立で、男女の社会的地位は平等であったことを主張するためには、「ひと妻」の語の存在にも留意する必要がある

るのではなからうか。女性史・婚姻史の堅実な発展をねがって本稿を草した所以である。

最後にひとつ書き加えておきたいのは、人妻とは他人の妻の意ではあるが、本来的な意味は「他人の妻」ではなく、「神に對置された存在」である「人」の妻であるという説についてである。

それは多田一臣の論文⁽¹⁴⁾に見える。多田は、月経は女性が神に召された印であり、女は一度、正式に神の嫁になった来なければ村人の妻にはなれない、という折口信夫の説⁽¹⁵⁾その他を援用して、「人の妻となることは、神の許しを必要とすることであった」「人妻は、神の妻のもつ本来の聖性ゆえに禁忌の対象としての側面をよく残しながらも、人の妻として恋の対象となりえた」「禁忌の対象としての人妻の存在は、やはり神の世界にその根拠を置いていたと考えられる」という。

この考えは、私には逆のように思われる。もし、妻の禁忌性が神にもとづくとする考えが古代にあったとしても、それは本来的なものではなく、夫が妻を隷属させている、支配している、というのが禁忌性の根源であって、禁忌性の根拠として神を持ち出すのは、むしろ二次的な説明であろう。「ひと妻」のひとつはやはりおのれに対する語とみたい。『萬葉集』には「自妻^{おのつま}」(巻四、五四六番、笠金村。巻七、一一九八番、雜歌)「己妻^{おのつま}」(巻一六、三八〇八番、有由縁并雜歌)「於能豆麻^{おのつま}」(巻一四、三五七二番、防人)「己夫^{おのつこ}」(巻一四、三三一四番、問答)「己嬬^{おのつま}」(巻一〇、二〇〇四番、七夕)の語があるこ

とも参考となる。「ひとづま」はやはり「おのづま」に対する語であろう。もし「かみのつま」に対する語であるなら、「ひと夫」に対する語は「かみの夫」ということになるのであろうか。

註

- (1) 直木孝次郎「古代家族と社会構造——戦後二十年の古代史の歩みから——」(直木著『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年)
- (2) 石母田正「奈良時代農民の婚姻形態に関する一考察——夫婦同居制並に別居制の一資料」(『石母田正著作集』第一卷、岩波書店、一九八八年)。初稿発表は一九三九年。
- (3) 服藤早苗「古代の女性労働」(『日本女性史』第一卷、一一一頁)。
- (4) 関口は「古代家族と婚姻形態」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』第二卷、東大出版会、一九八四年)の三二二頁に収めた表でも、家長長制家族の成立を十世紀初頭以後とする。
- (5) 義江明子「古代の村の生活と女性」(『日本女性生活史』第一卷、東大出版会、一九九〇年)一六二、一四五頁。
- (6) 関口裕子「古代家族と婚姻形態」(前掲)三二四頁。
- (7) この問題についての簡略な論評には直木前掲論文(註1)や井上光貞・永原慶二ら編『日本歴史大系』第一卷(山川出版社、一九八四年)所収の「戸」の家族実態説と法的擬制説」などがあるが、詳しくは岸俊男『日本古代籍帳の研究』(塙書房、一九七三年)、南部昇『日本古代戸籍の研究』(吉川弘文館、一九九二年)に依られたい。
- (8) 日本古典集成『萬葉集』四(新潮社、一九八二年)の説。ただしこれが特殊な説なのではなく、日本古典文学大系『萬葉集』三(岩

波書店、一九六〇年)では、成立は養老六年後、神龜年中か下って天平初頭とする五味保義の説をあげている。

(9) 前後の文をあげるときのようである。「それでも貴君は妾より美しい女や、ノーブルな女を御存知なのでしょう」とC子はすねるやうに云った。「人妻になつてゐるのだからいゝぢやありませんか」

(小学館版全集第一卷、一五九頁)

(10) 原文「安受」(あず)に崩岸の字をあてるのは、『新撰字鏡』(享和本)に「埤、崩岸也、久豆礼、又、阿須」とあるのによる。

(11) この「ゆゑに」についての諸説を詳しく述べるいとまはない。一例として沢瀉久孝『萬葉集注釈』の解説をあげると、「早く略解に『なるものを意に解き、今もその解が一部に行はれてゐる。これに對して『ゆゑに』の語そのものには『なるものを』の意はなく、歌の意の結果からそうなるにすぎない(講義、その他)といふ説もある」として、両説についての見解を述べ、「ゆゑに」は「のため」と解するのが本来で、この歌にみえる「人妻ゆゑに」もそう解すればよいとする。なお引用文中にみえる略解は加藤千蔭『萬葉集略解』、講義は山田孝雄『萬葉集講義』。

(12) 池田亀鑑編『源氏物語大成』索引篇(中央公論社、一九五三—一九五六年)、北山谿太『源氏物語辞典』(平凡社、一九五七年)。

(13) 関口裕子「編集後記」(註(3)の『日本女性史』第一卷所収)三四六頁。

(14) 多田一臣「隠り妻と人妻と——万葉歌の表現を考える——」(『国語と国文学』六三卷一—号、一九八六年)。この論文の所在については脇田晴子氏の教示をえた。

(15) 折口信夫「小栗判官論の計画」(『古代研究』民俗学篇2)、「古代生活に見えた恋愛」(『古代研究』国文学篇)。